



# 再送信同意に係る裁定に関する現状について

平成20年2月8日



# 中国地域の有線テレビジョン放送事業者11社からの裁定申請について

## 裁定申請の概要

### (1) 申請日

平成19年5月30日

### (2) 申請者及び申請に係る放送事業者

鳥取県、島根県、広島県の有線テレビジョン放送事業者9社が、岡山県及び香川県の地上アナログ放送の再送信同意について、また、山口県の有線テレビジョン放送事業者2社が、広島県の地上アナログ放送の再送信同意について、総務大臣の裁定を申請

	有線テレビジョン放送事業者(裁定申請者)		放送事業者(裁定対象者)		
	事業者名	業務区域	事業者名	放送対象地域	
1	日本海ケーブルネットワーク株式会社	鳥取県 鳥取市、倉吉市の一部、三朝町の全域	テレビせとうち株式会社	岡山県・香川県	
2	株式会社鳥取テレピア				鳥取市の一部
3	株式会社中海テレビ放送				米子市、境港市、日吉津村、日南町、南部町、大山町の全域、伯耆町の一部
4	鳥取中央有線放送株式会社				琴浦町、北栄町、湯梨浜町の全域
5	山陰ケーブルビジョン株式会社	島根県 松江市の一部			
6	出雲ケーブルビジョン株式会社				出雲市の一部、斐川町の全域
7	三原テレビ放送株式会社	広島県 三原市の一部			
8	株式会社東広島ケーブルメディア				東広島市の一部
9	尾道ケーブルテレビ株式会社				尾道市の一部
10	Kビジョン株式会社	山口県 周南市の一部、下松市の一部	株式会社広島ホームテレビ 株式会社テレビ新広島 広島テレビ放送株式会社 株式会社中国放送	広島県	
11	株式会社アイ・キャン				岩国市の一部、和木町の全域 (和木町は中国放送除く)

### (3) 再送信しようとする放送

各放送事業者の標準テレビジョン放送局の放送(デジタルを除く。)

### (4) 裁定申請の理由

11社とも、再送信同意について協議が不調のため



## これまでの経緯

- 5月30日： 裁定申請。
- 6月26日： 有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、テレビせとうち株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島テレビ放送株式会社及び株式会社中国放送に意見書の提出を要請。
- 7月11日： テレビせとうち株式会社が意見書を提出。
- 7月12日： 株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島テレビ放送株式会社及び株式会社中国放送が意見書を提出。
- 8月29日： テレビせとうち株式会社が追加意見書を提出。
- 8月31日： 情報通信審議会有線放送部会第21回会合を開催。
  - ・有線テレビジョン放送法第26条の2に基づき、裁定につき諮問。
  - ・諮問に対する今後の進め方について意見交換。
- 9月12日： 三原テレビ放送株式会社及び尾道ケーブルテレビ株式会社が補正申請書を提出。
- 9月26日： 情報通信審議会有線放送部会第22回会合を開催。
  - ・再送信の同意に関する事実関係の確認。
  - ・裁定申請に関する判断に当たっての基本的考え方について議論。
- 9月28日： テレビせとうち株式会社が再度追加意見書を提出。
- 10月12日： テレビせとうち株式会社が9月12日の補正申請書に対する意見書を提出。
- 10月22日： 情報通信審議会有線放送部会第23回会合を開催。
  - ・再送信の同意更新に係る協議状況について議論。
  - ・裁定申請に関する判断に当たっての基本的考え方について議論。
- 11月15日： 情報通信審議会有線放送部会第24回会合を開催。
  - ・裁定申請に関する判断に当たっての今後の対応について議論。
- 1月28日： 情報通信審議会有線放送部会第25回会合を開催。
  - ・答申。

(その後、総務大臣の裁定。)

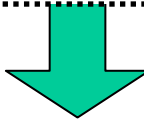
# 裁定申請に関する審議会の答申について



民放の主な主張	判断
・ 地元の放送事業者に対する経営的な影響が大。	・ 経営的影響は「放送の意図」とは直接的には関係なし。
・ 著作権処理が不十分。	・ 再送信同意制度と著作権制度は別のもの。著作権に関しては、別途著作権法の規定に従って解決されるべき。
・ 同意書の期限を越えながら再送信を継続している事業者であり問題。	・ ①過去同意を得たが、放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により、同意の更新等がなされなくなったため申請したものであること、②再送信を行っている事情は受信者の利益の保護であること、③過去一度も同意を得ていない区域も含まれるが、過去同意を得た地域と同様に放送の意図に係るものとは客観的に認められない理由により同意が得られなかったものと考えられることに加え、その規模等を勘案すれば、適格性の判断を左右する事情とまでは認められないこと、④今後、再発を防止するため、社内体制を整えるとともに、放送事業者と十分に協議を行うこととしていること等を踏まえれば、不適格であるとまでは断定できず。



民放5社の主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、同意をしないことにつき「正当な理由」があると認めるに足る事実は存在しない。



・ 民放5社の放送の再送信について、全て同意すべき旨裁定することが適当。



## 裁定申請の概要

### (1) 申請日

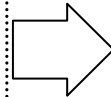
平成19年6月13日

### (2) 申請者及び申請に係る放送事業者

長野県の有線テレビジョン放送事業者2社が、それぞれ在京キー局5社の地上デジタル放送の再送信同意に係る総務大臣の裁定を申請。

#### 長野県の有線テレビジョン放送事業者2社

- ・株式会社テレビ松本ケーブルビジョン(長野県松本市)  
業務区域:長野県松本市及び塩尻市の各一部、東筑摩郡波田町及び山形村の各全域
- ・エルシーブイ株式会社(長野県諏訪市)  
業務区域:長野県岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、北佐久郡立科町及び山梨県北杜市の各一部



#### 在京キー局5社

- ・日本テレビ放送網株式会社(東京都港区東新橋)
- ・株式会社東京放送(東京都港区赤坂)
- ・株式会社フジテレビジョン(東京都港区台場)
- ・株式会社テレビ朝日(東京都港区六本木)
- ・株式会社テレビ東京(東京都港区虎ノ門)

### (3) 再送信しようとするテレビジョン放送

東京テレビジョン放送局の高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)

### (4) 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため